

大阪狭山市所有者のいない猫用捕獲器及び活動支援物品貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、不妊去勢手術（以下「手術」という。）を行う目的で所有者のいない猫を捕獲する捕獲器（以下「捕獲器」という。）及び活動支援物品（以下「物品」という。）の貸出しについて、必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、不妊去勢手術とは、メス猫の不妊手術及びオス猫の去勢手術をいう。

(貸出対象者)

第3条 捕獲器及び物品の貸出しを受けることができる者は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、市内に生息する所有者のいない猫に手術を受けさせる意志がある者
- (2) 捕獲器設置について、借受者（第7条第1項に規定する借受者をいう。）の所有地又は土地所有者等と設置の合意ができている場所で、適切に捕獲器を設置できる者
- (3) 自己の責任で、安全に捕獲器及び物品の管理、使用等ができる者

(貸出時期)

第4条 捕獲器及び物品の貸出期間は、貸出日から起算して30日以内とする。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

(申請)

第5条 捕獲器及び物品の貸出対象者は、大阪狭山市所有者のいない猫用捕獲器及び活動支援物品貸出申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 前項の申請書には、捕獲器の設置場所等を明示した地図を添付しなければならない。
- (2) 第1項の申請書には、申請者の本人確認書類の写しを添付しなければならない。
- (3) 誓約書（様式第2号）

(貸出し)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、審査を行い、その内容が適切であると認めるときは、職員に捕獲器及び物品の使用方法及び捕獲等の際の留意事項について十分な説明を行わせ、捕獲器に捕獲器標識を付けた上で、申請者に無償で貸出しするものとする。

2 市長は、前項の貸出しを行う際、申請者に捕獲器及び物品の状態を確認させ、破損等の状態が無い事を市と申請者の双方で同意するものとする。

（貸出し後の使用及び管理）

第7条 前条第1項の規定により捕獲器及び物品の貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 捕獲器を手術の実施を目的とした捕獲以外に使用しないこと。
- (2) 捕獲器及び物品を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は改造しないこと。
- (3) 捕獲器を第三者の土地等に設置する場合は、必ず所有者の承諾を得てから設置し、他の者及び財産に損害等を与えないように責任を持って管理及び使用すること。
- (4) 餌の入替え、清掃等、捕獲器使用に伴い発生する各種作業は、借受者が責任をもって行うこと。
- (5) 捕獲器の設置場所は、直射日光が当たる場所を避け、風雨にさらされないようにするなど猫に配慮した場所とすること。
- (6) 捕獲器を設置している間は、1日1回以上捕獲器を確認すること。
- (7) 捕獲器の設置、猫の捕獲等に起因すると認める苦情等については、借受者が自己の責任において誠実な対応を行うこと。

（返却及び報告）

第8条 借受者は、捕獲器及び物品の返却をする際は、清掃し、借り受けたときと同程度の状態にあるかを確認し、第4条に規定する貸出期間の満了する日までに捕獲器及び物品を市長に返却しなければならない。

2 借受者は、捕獲器及び物品の返却をする際に大阪狭山市所有者のいない猫用捕獲器及び活動支援物品使用状況報告書（様式第3号）に必要事項を記載の上、手術を実施できた場合は診療施設等の領収書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（貸出しの取消等）

第9条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当したときは、捕獲器及び物品の貸出しを取り消し、貸し出した捕獲器及び物品を速やかに返却するよう求めることができる。

(1) 第7条各号の規定に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により捕獲器及び物品の貸出しを受けたとき。

(免責)

第10条 大阪狭山市は、捕獲器及び物品の貸出し及び使用に起因するすべての事故、紛争等について、その責任を負わない。

(損害賠償)

第11条 借受者の責めに帰すべき理由によって、捕獲器及び物品を滅失し、又はき損したときは、借受者がその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、免除することができる。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。